

令和7年度  
賠償責任保険仕様書

地方独立行政法人秋田県立療育機構

## 1. 総則

本仕様書は、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「機構」という。）が所有、使用、管理する建物（建物附属設備含む）、構築物、物品（機械・装置等）等によって、また、これらの施設を運用もしくは医療業務、児童福祉事業（介護保険・社会福祉事業）業務を遂行することによって機構が被る第三者に対する賠償責任について付保する賠償責任保険の内容を定める。

## 2. 保険契約の基本事項

- (1) 保険契約者 : 地方独立行政法人秋田県立療育機構
- (2) 被保険者 : 地方独立行政法人秋田県立療育機構
- (3) 保険期間 : 令和7年4月1日午後4時から1年間  
ただし、下記①～④を確認し、特に問題がない場合は令和11年度末まで本件の契約相手先と更新するものとする。
- ① 更新保険料が不当に高くないこと。
- ② 事故処理が円滑に行われていること。
- ③ 事故防止活動への協力が十分に行われていること。
- ④ 保険会社の経営状況等の変化により、契約を更新することが当機構の不利益となることがないこと。
- (4) 保険料払込方法 : 一時払い（保険料払込猶予特約条項付帯）

## 3. 施設の概要

- (1) 施設の名称 : 秋田県立医療療育センター
- (2) 施設の所在地 : 秋田県秋田市南ヶ丘一丁目1番2号
- (3) 施設の明細 : 敷地面積約 50,000 m<sup>2</sup>

符号	目的名称	建物の構造				面積 (m <sup>2</sup> )
		柱	壁	屋根	階数	
1	診療通園棟・病棟・渡り廊下	RC	RC	RC	2	10,276.25
2	キャノピー(玄関前車寄せ)	RC	—	I	1	230.00
3	雁木西	W	—	I	1	97.20
4	雁木東	W	—	I	1	207.00
5	車庫棟	I	SBI	I	1	87.47
6	車庫等建物	I	S	I	1	38.96

- (4) 機能体系 : [医療施設]
- 外来 (7 診療科)
  - 病床数 一般病床 100 床  
(うち、肢体不自由児病床 60 床, 重症心身障害児  
病床併設療養介護病床 40 床)

[児童福祉施設]

- 医療型障害児入所施設 100 床
- 児童発達支援センター 70 名
- 生活介護事業所 20 名
- 短期入所事業 (空床利用型) 7 床

#### 4. 補償内容

(1) 適用約款および特約条項

適用約款 : 賠償責任保険普通保険約款

特約条項 : 医師特別約款

医療施設特別約款

児童福祉事業者 (介護保険・社会福祉事業者) 賠償責任特約

施設所有管理者賠償特別約款

個人情報漏洩賠償責任・個人情報費用損害担保特約

求償権不行使特約

( 1) 医師特別約款、4) 施設所有管理者特別約款について )

保険料払込猶予特約条項

(2) てん補限度額および免責金額

1) 医師特別約款

被保険者が日本国内で行った医療行為に起因する患者の生命・身体の障害が保険期間中に発見された場合 (事故発見ベース)、または損害賠償請求を提起された場合 (損害賠償請求ベース) に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。

てん補限度額 : 対人 1 事故 5,000 万円 / 保険期間中 1 億 5,000 万円

免責金額 : なし

2) 医療施設特別約款

施設の瑕疵 (欠陥) や施設の内外で行われる医療行為以外の業務の遂行、または提供する飲食物に起因して、第三者の生命・身体の障害や財物の損壊が保険期間中に発生した場合 (事故発生ベース) に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。

てん補限度額 : 対人 1 名 1 億円 / 1 事故 6 億円

対物 1事故 1,000万円

免責金額 : なし

3) 児童福祉事業者（介護保険・社会福祉事業者）賠償責任特約

児童福祉施設事業の業務遂行に起因して、第三者の生命・身体の障害や財物の損壊が保険期間中に発生した場合（事故発生ベース）に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うることによって被る損害を担保する。

てん補限度額

- ①施設賠償責任 対人・対物共通限度額 1事故：1億円
- ②生産物賠償責任 対人・対物共通限度額 1事故：1億円、保険期間中：1億円
- ③管理財物 1事故：500万円 保険期間中：500万円  
(うち、現金500万円)
- ④人格権侵害 1事故：1,000万円 保険期間中：1,000万円
- ⑤使用不能損害 1事故：1,000万円 保険期間中：1,000万円
- ⑥事故対応費用 1事故：1,000万円
- ⑦被害者治療費用 1事故：1,000万円 保険期間中：1,000万円
- ⑧対人見舞費用 死亡 50万円  
後遺障害 50万円×所定の保険金支払割合（100%～4%）

入院／通院期間	入院見舞費用	通院見舞費用
31日以上	10万円	5万円
15日以上30日以内	5万円	3万円
8日以上14日以内	3万円	2万円
7日以内	2万円	1万円

免責金額 : なし

4) 施設所有管理者賠償責任担保特約

当機構の施設の瑕疵（欠陥）や施設の内外で行われる業務の遂行に起因して、1) 2) 3) で補償されない部分がある場合には、この補償特約等を付帯し、第三者の生命・身体の障害や財物の損壊が保険期間中に発生した場合（事故発生ベース）に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。

てん補限度額 : 対人 1名 1億円／1事故 6億円  
対物 1事故 1,000万円

免責金額 : 対人：なし、対物：1千円

## 5) サイバー保険

当機構の施設の内外で行われる業務の遂行（ホームページの運営やメールの送受信等を含みます）に起因して発生する個人情報漏洩およびそのおそれ、サイバーアタック、コンピューターウィルス侵入等によって被る賠償、及び費用を担保する。

てん補限度額

: [賠償]

1 事故・保険期間中 1 億円

[費用]

1 事故・保険期間中 30,000 千円

※主に下記を含む費用とし、喪失利益は含まない。

※見舞費用の限度額を個別に設定することを可能とする。

- ・事故対応費用（超過勤務手当やコールセンター費用など）
- ・事故原因・被害範囲調査費用（フォレンジック調査費用等）
- ・宣伝活動費用
- ・法律相談・訴訟対応費用
- ・コンサルティング費用
- ・見舞金・見舞品購入費用
- ・被害拡大防止費用
- ・情報システム等復旧費用
- ・データ復旧費用
- ・再発防止費用

縮小填補率 : 100%

事故の発生形態や補償する費用によって100%で設定できない場合は90%以上で設定することを可能とする。

免責金額 : なし

## 5. 免責事項

上記以外は、適用する普通保険約款および各特約条項と同程度の内容とする。

各社の認可、引受規定の詳細を示すこと。

## 6. 保険請求実績

### (1) 医師賠償責任保険

5年間（2019～2023年度）保険金支払実績 1,877,092円

支払年度 契約年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
2016	21,970,978	0	0	0	0	0	0
2017	613,701	0	0	0	0	0	0
2018	0	535,751	0	0	1,867,250	0	0
2019			0	0	0	0	0
2020			0	9,842	0	0	0
2021			0	0	0	0	0
2022			0	0	0	0	0
2023			0	0	0	0	0
合計	22,584,679	535,751	0	9,842	1,867,250	0	0

### (2) 医師賠償責任保険以外

なし

## 7. その他の条件

- (1) 仲立人扱いとする。
- (2) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。
- (3) 証券数は任意とする。

以上